

広島市告示第12号
令和8年1月9日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業所等の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業所の名称	事業所の所在地	事業者(法人)の名称	変更年月日
(旧) 心のケア訪問看護ステーションりらっくす			
(新) 訪問看護ステーション りらっくす	広島市佐伯区倉重2-511	有限会社リラックス	令和8年1月1日